

重層的支援体制整備事業の取組み
(熊本県益城町)

益城町の概要及び重層的支援体制整備事業に取り組んだ背景

<概要>

位置

熊本県のほぼ中央から
やや北寄り、熊本市に隣接

人口

人口 33,786人

世帯数 14,231世帯

(2023年3月時点)



益城町の眺望

<背景>

公的な福祉サービスや既存の法制度では支援することの困難な制度のはざまの問題（生活困窮、ひきこもり、孤立、8050問題、ゴミ屋敷等加えて昨今のコロナ禍）を抱える人も増えており、より多様化・複合化し、大きな課題となっている。

益城町では、それらに加えて、熊本地震の被災者が地域に戻った際の支援体制の推進（地域支援・個別支援）するため、実施することとした。

重層的支援体制整備事業について(社会福祉法第106条の4第2項)

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営 東部・西部地域 包括支援センター
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業 指定相談支援事業所アントニオ 障害者地域生活支援センターかけはし
	ハ		【子ども】 利用者支援事業 子育て世代包括支援センター
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業 社協(地域福祉課)
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新 C SW	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業) 地域サロンに助成
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーター
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業 そよかせ福祉作業所 NPO法人希望の家
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業 つどいの広場とんとん
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新 C SW	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新 C SW	
第6号	支援プランの作成(※)	新 C SW	

(注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

出所：厚生労働省資料(一部改変)

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の役割

・益城町では、重層的支援体制整備事業のうち、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業、参加支援事業をCSWへ委託している。

・相談者の属性や課題にかかわらず幅広く相談を受け止め、本人・家族に寄り添い継続的に関わる中で、つながりや信頼関係の構築を行う。

・地域住民を対象とした研修会や情報共有会議を実施し、住民の福祉意識の向上を目指す。



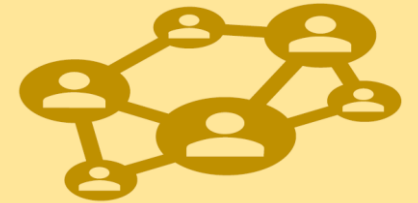
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・支援が届いていない人に支援を届ける
- ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く



多機関協働事業

- ・市町村全体で包括的な支援体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援機関の役割分担を図る



参加支援事業

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う



包括的な相談支援

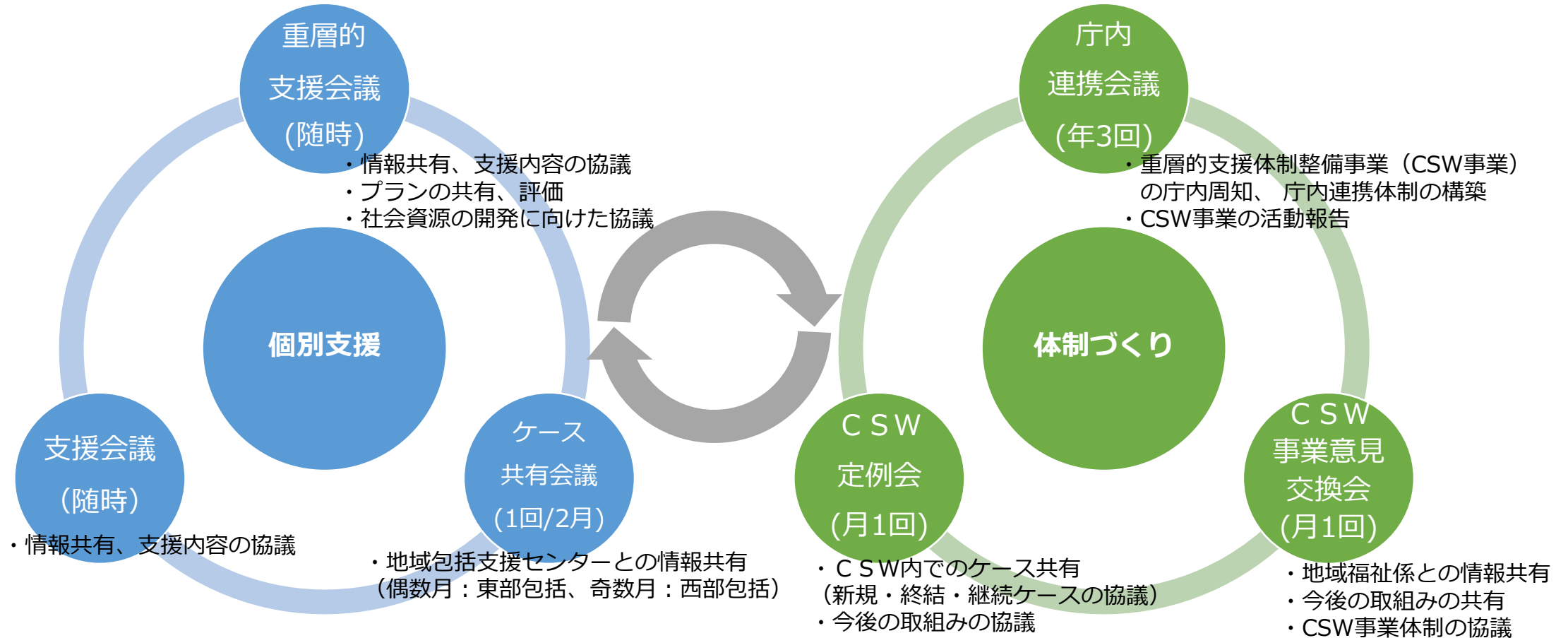
- ・相談者の属性や課題にかかわらず幅広く相談を受け止める（既存の支援機関による対応が可能な場合は丁寧なつながりを実施する）
- ・本人・家族に寄り添い継続的に関わる中で、つながりや信頼関係の構築を行う



住民の福祉意識の向上

- ・地域住民を対象とした研修会や情報共有会議を実施し、住民の福祉意識の向上を目指す

各種会議について



会議を通じて、関係機関及び庁内連携の機会を増加し、複雑化・複合化した課題の解決を目指す。

